

合 意 書

株式会社ルネサンス（以下、「甲」という。）と特定非営利活動法人 適格消費者団体 大分県消費者問題ネットワーク（以下、「乙」という。）は、現在、甲が使用している会員規約（以下「本件規約」という。）につき、本日、下記のとおり合意した。

記

第1条

本合意は、甲が運営するフィットネスクラブにおいて、甲と消費者間との契約に利用される本件規約を改訂することで、甲の顧客サービスの向上と消費者の利益を図るため、本件規約の改訂内容を甲乙間で確認することを目的とする。

第2条

甲は、本件規約の一部を、下記のとおり変更する。

1 本件規約第20条

【現行規約】

本クラブで会員本人または第三者に生じた人的物的事故については、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

会員が同伴したビジターについても同様とします。

【改定後の規約】

本クラブで会員本人または第三者に生じた人的物的事故については、会社に故意または過失がある場合を除き、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

会員が同伴したビジターについても同様とします。

2 本件規約第21条

【現行規約】

会員およびビジターが本クラブの利用に際して生じた盗難および紛失については、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

【改定後の規約】

会員およびビジターが本クラブの利用に際して生じた盗難および紛失については、会社に故意または過失がある場合を除き、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

第3条

- 1 甲は、本件規約につき、前項の変更を、平成26年10月1日より行う。
- 2 甲が、前項の時期までに前条の変更を行うことが不可能あるいは著しく困難となった場合、事前に乙に連絡し、変更時期について協議する。

第4条

甲は、本合意の前後を問わず、第2条のとおりに変更する前の本件規約に基づき、甲の過失により消費者に損害が生じた場合、変更後の本件規約の内容に則って対応するものとする。

第5条

甲と乙は、本合意書に定める他、他に何らの事項についても合意していないことを相互に確認する。

甲と乙は、本合意書を2通作成し、各書面に相互が記名・押印のうえ、各1通ずつ保管する。

以上

2014年8月25日

甲

〒130-0026 東京都墨田区両国2丁目10番14号

株式会社ルネサンス

代表取締役
社長執行役員

吉田正昭



乙

大分市青崎1丁目9番35号

適格消費者団体 特定非営利活動法人

大分県消費者問題ネットワーク

理事長 井田雅貴

